

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：佐久穂町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	71.6%
全職員	56.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	対象者なし
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	97.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	83.3%
31～35年	96.8%
26～30年	89.8%
21～25年	86.3%
16～20年	91.4%
11～15年	91.8%
6～10年	102.8%
1～5年	85.6%

【説明欄】

- ・役職段階別の部局長・次長相当職については対象の職員がいない。
- ・役職段階別の本庁課長相当職及び本庁課長補佐相当職区分について、女性職員がそれぞれ1名のため非公表。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員の男女の給与の差異が61.9%の理由は、再任用の職員総数に対して再任用の女性の職員数の割合が10.0%と低く、再任用以外の女性の職員について、年間の勤務日数が少ない職員の割合が高いため。
- ・扶養手当について、世帯主の男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は77.4%である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。